平成２２年（フ）第２９４１号
愛知県春日井市神領町１丁目１番地15
債務者　今井　友美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１０号
愛知県あま市坂牧西之宮31番地　横井荘102号室、住民票上の住所名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟７―14号
債務者　近藤　正利
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２３号
熊本市壺川１丁目９番32―103号
債務者　續　　尚
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７７２号
熊本県宇城市不知火町大見997番地
債務者　北園美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７１号
熊本市鳶町２丁目９番34号
債務者　野口久美子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９１７号
熊本市池上町524番地　市営池上団地１Ｃ―１―505号
債務者　坂本　　泉
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１３号
広島県福山市千代田町２丁目14番28号　アメニティータウン千代田Ｂ―102、旧住所広島県福山市川口町２丁目６番15号
債務者　小池　喬智
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９３号
広島県福山市駅家町大字服部永谷10番地６
債務者　井口　順子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３３９号
広島県福山市加茂町大字下加茂503番地４
債務者　高橋ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０３号
山口市三和町16番６―303号
債務者　金本聖坤こと　金　　聖坤
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
山口県防府市大字田島351番地の26
債務者　古谷　公助
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
山口県防府市大字高井1014番地の16
債務者　福嶋　美恵
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
静岡県袋井市上山梨３丁目18番地の７　メゾンＡｍｉ101号室、前住所静岡県袋井市下山梨１丁目13番地の11　オークハイツ101号室
債務者　大谷　佳世
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
栃木県足利市借宿町57番地、前住所群馬県太田市山之神町407番地３　パナハイツ薮塚Ｂ―101号
債務者　伊藤さゆり
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５９１号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番14―1424号　座間東原共同住宅
債務者　小林　睦子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６１８号
相模原市緑区下九沢715番地
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部